

薬剤師就業支度金貸与制度のご案内

豊後大野市民病院（以下、市民病院という。）では、薬剤師の安定的な確保を図り、地域における中核的な医療機関としての機能維持及び向上に資することを目的に、薬剤師の資格を有する者で市民病院に勤務しようとする者に対し、就業支度金を貸与する制度があります。また、一定期間薬剤師として業務に従事した場合は、就業支度金は全額免除となります。制度や手続きの詳細は下記をご覧ください。

I 薬剤師就業支度金貸与制度とは

		(1) 初めて市民病院に勤務	(2) 過去に市民病院に勤務経験あり
対 象 者		初めて市民病院に薬剤師（正規職員）として勤務しようとする者	過去に市民病院に薬剤師（正規職員）として勤務したことがある者
※対象とならない場合		- 採用日時点で55歳に達している者 - 豊後大野市民病院薬剤師修学資金貸与条例により修学資金を貸与された者	- 採用日時点で55歳に達している者 - 豊後大野市民病院薬剤師修学資金貸与条例により修学資金を貸与された者 - 過去に薬剤師（正規職員）として市民病院に勤務し、その退職後3年を経過していない者 - 既に市民病院より就業支度金を貸与されたことがある者
貸 与 額 (無利息)		<u>120万円</u>	<u>60万円</u>
返 還 免 除 ※	全額	4年間業務に従事したとき - 業務に従事した期間が4年未満で市民病院の都合により退職したとき - 業務に従事した期間が4年未満で在職期間中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障により業務継続が困難となったとき	3年間業務に従事したとき - 業務に従事した期間が3年未満で市民病院の都合により退職したとき - 業務に従事した期間が3年未満で在職期間中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障により業務継続が困難となったとき
	半額	業務に従事した期間が2年以上4年未満で、本人の都合により退職したとき	業務に従事した期間が2年以上3年未満で、本人の都合により退職したとき

※表中の「業務に従事」とは、薬剤師として業務に従事することをいい、疾病等により薬剤師として業務に従事できなかった場合、その期間は従事期間より除きます。

2 薬剤師就業支度金貸与制度を利用する場合の手続き

(1) 貸与の申請

薬剤師職員採用試験申込フォームにより申請してください。

就業支度金貸与制度に関する設問がありますので、対象要件を確認の上、「利用する」を選択し申請してください。

就業支度金貸与制度を利用しますか。 必須 ☐ 利用する 「利用する」を選択してください。 ☐ 利用しない 次の項目のいずれか一つでも該当する場合、貸与制度は利用できません。 ・採用日時点で55歳に達している者 ・豊後大野市民病院薬剤師修学資金貸与条例により修学資金を貸与された者 ・過去に豊後大野市民病院に薬剤師（正規職員）として勤務し、その退職後3年を経過していない者 ・既に豊後大野市民病院より就業支度金を貸与されたことがある者	<table border="1"><tr><th colspan="2">薬剤師職員採用試験申込フォーム</th></tr><tr><th>QRコード</th><th>インターネット</th></tr><tr><td></td><td>https://logoform.jp/f/Va2p6</td></tr></table>	薬剤師職員採用試験申込フォーム		QRコード	インターネット		https://logoform.jp/f/Va2p6
薬剤師職員採用試験申込フォーム							
QRコード	インターネット						
	https://logoform.jp/f/Va2p6						

(2) 書類審査及び面接審査の実施

職員採用試験の面接時に書類審査及び面接審査を行います。

(3) 貸与決定及び貸与手続

「薬剤師就業支度金貸与承認決定通知書」（以下「決定通知」という。）を通知します。
決定通知に次の書類を同封しますので、必要事項を記入し提出してください。

ア 誓約書

※誓約書には、連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得の状況を証する書類（所得証明書、源泉徴収票 等）が必要です。

イ 貸与を受ける者の口座振込依頼書

(4) 提出書類確認後、指定口座に振り込み

■ 返還義務

支度金の貸与を受けてから次のいずれかに該当した場合は、貸与された支度金は全額返還しなければいけません。

- ・採用される日までの間に採用を辞退した場合
- ・採用を取り消された場合
- ・採用に至らなかった場合

【提出先・問い合わせ先】

〒879-6692 豊後大野市緒方町馬場 276 番地
豊後大野市民病院 医事経営課 総務係